

令和2年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和2年3月30日（月） 午後1時00分から午後3時25分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 山下 由行 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	教育部長 平尾 忠浩 理事（管理担当） 平井 茂治 次長（管理担当） 西出 幸司 次長（学校教育担当） 井用 重喜 次長（社会教育・歴史文化財担当） 奥田 邦彦 教育総務課長 伴 統子 学校教育課長 福井 篤子 社会教育スポーツ課長 村田 浩司 社会教育スポーツ課長（公民館・図書館統括担当） 富田 源一 歴史文化財課長 吉川 寛 保育幼稚園課参事 立岡 恵 教育総務課総務企画係長 菊田 初美 書記 教育総務課長補佐 中井 さおり

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和2年第3回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 3月 教育長 教育行政報告
(2) 令和2年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
(3) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について
(4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第13号 令和2年度（2020年度）甲賀市学校教育の指針の決定について
(2) 議案第14号 令和2年度（2020年度）甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について
(3) 議案第15号 甲賀市文化のまちづくり計画（2次計画）の策定について
(4) 議案第16号 甲賀市スポーツ推進計画の策定について
(5) 議案第17号 甲賀市文化財保存活用地域計画の作成について
(6) 議案第18号 甲賀市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について
(7) 議案第19号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
(8) 議案第20号 甲賀市外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則の制定について
(9) 議案第21号 甲賀市教育委員会国際交流員就業規則を廃止する規則の制定について
(10) 議案第22号 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の制定について

- (1 1) 議案第 2 3 号 甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (1 2) 議案第 2 4 号 甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (1 3) 議案第 2 5 号 甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (1 4) 議案第 2 6 号 甲賀市国際交流員等住居費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (1 5) 議案第 2 7 号 甲賀市学齡ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (1 6) 議案第 2 8 号 甲賀市漢字検定料補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について
- (1 7) 議案第 2 9 号 甲賀市信楽焼製造技術総合調査委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について
- (1 8) 議案第 3 0 号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について
- (1 9) 議案第 3 1 号 甲賀市立学校評議員の委嘱について
- (2 0) 議案第 3 2 号 甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について
- (2 1) 議案第 3 3 号 甲賀市社会教育委員の委嘱について
- (2 2) 議案第 3 4 号 甲賀市少年補導委員の委嘱について
- (2 3) 議案第 3 5 号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について
- (2 4) 議案第 3 6 号 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について
- (2 5) 議案第 3 7 号 甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (2 6) 議案第 3 8 号 甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について
- (2 7) 議案第 3 9 号 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- (2 8) 議案第 4 0 号 甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和2年第6回(4月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和2年第4回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

[開会 午後1時00分]

管理担当次長 それでは、ただ今から、令和2年第5回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

管理担当次長 ありがとうございます。ご着席ください。それでは、山下教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 皆さんこんにちは。桜の開花の便りがあちらこちらから聞かれ、暖かな春の日差しが心地良い頃となってまいりました。委員の皆様方には年度末何かとご多忙の中、本定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は大災害級の影響を社会全体に及ぼし、いまだに終結のめどは立っておりません。感染症の拡大防止のために、本市におきましても学校の臨時休業、イベントの中止、施設の閉鎖など多くの臨時的な措置をとってまいりました。学校ではこの間、子どもたちの健康と安全を確保するために、家庭訪問を行うとともに、特に事情のあるご家庭のために小学生の学校預かり対応を行ってまいりました。

また、急な事態に備えて、休日も市役所の各部局や小中学校では管理職による職場待機の体制を継続してまいりました。4月からは学校を再開いたしますが、しっかりと緊張感を持って対応し、これからも様々な部局が連携し、力を結集してこの難局を乗り越えていかなければならないと思っております。

時の流れは実に速く、いよいよ年度を締める時期となりました。先

日は教職員や市の職員の人事異動の内示が行われました。年度末でご退職される職員の方には長年市の職員として市民の幸せのために誠心誠意お勤めをいただきありがとうございました。また、異動で他の部署に配置される皆さんも含め、皆さん方にはこの一年間教育委員会の事業推進に各部署のリーダーとして、ポストでベストの働きをしていただきましたことに深く感謝申し上げます。それぞれの新しいスタートに向かってさらに意欲を持って準備をしていただきたいと思います。

ご承知のように私は明日3月31日をもって教育長の職をひかせていただくこととなりました。在職中は委員の皆様方や教育委員会事務局幹部の皆様方には力強くお支えいただき心より厚く感謝申し上げます。

少しお時間をいただき、この3年2か月を順不同に振り返らせていただき退任の挨拶に代えさせていただきます。

私は山本教育長の後を受けて、それまでの教育委員長と教育長の職が統合された新しい制度の初めての教育長として就任させていただきました。

就任後、西部学校給食センターの建設事業、幼保・小中学校再編計画の推進、学校施設の大規模改修やトイレ、エアコン整備、ICT教育の推進、学力向上の取組等に力を入れてまいりました。岩永市長が掲げられた「子育て教育NO. 1」につながる具体的な事業の推進に力を入れ、子どもたちにより良い教育環境を準備するとともに、学校における様々な教育活動を通して子どもたちに「生きる力」を育むことを目指して努力してまいりました。

懸案となっておりました西部学校給食センターの建設については着任前の急な場所の変更でありましたが、適切に対応いただき、今見事な施設が完成したことに安堵しております。また、学校施設の大規模改修や施設整備、ICT環境整備も計画通り確実に進めていただきました。子どもたちが学びやすいより快適な教育環境に生まれ変わってまいりました。

幼保・小中学校再編については再編検討協議会をほぼすべての地域

で立ち上げるめどがつけられたことは成果として考えておりますが、今後の施設の老朽化にどのように対応していくのかは別の課題としてしっかりと対応していくことが必要であります。

学校教育の課題はあまりにも多くありました。学力向上の取組、生徒指導の問題、不登校やいじめへの対応、小学校英語など新しい教育課程への準備、ICT教育プログラミング教育の推進、教職員の不祥事防止や働き方改革など、学校教育課を中心に日々発生する事案への対応に時間を超越して取り組んでいただきました。学校現場を思いやりながらも市としての方針が各校に行き届くようご努力いただいたことに敬意と感謝を申し上げます。

また、昨年より日本語初期指導教室「かわせみ教室」を開設出来たことは大きな意義がありました。共生社会を目指した具体的な一歩であり、大きな一歩であったと思っています。

社会教育スポーツ課におきましては、新水口体育館の建設が予定通りに進み、開館を待つところまでできました。市民のご意見を取り入れた形で設計されたことは大変意味のあることでした。社会教育の分野では市内すべての地域で「夢の学習」事業が始まりましたが、市民の意欲やアイデアを活かし育てる大切な事業であります。我が事丸事の事業として、今後の発展を期待します。青少年活動安全誓いの日の取組は形を変えて実施することになりました。当初の意義を見失うことなく効果のある取組に発展させていただきたいと思っております。

準備を進めてまいりましたオリンピック・パラリンピックの行方は不明確となってしまいましたが、新型コロナウイルスが落ち着き無事執り行えることを願います。さらには2024年の国スポ・障スポに向けても確実に準備を進めていかなければなりません、担当ではその足掛かりを作っていただきました。ボッチャが市民にそしてこの庁舎内にも普及し始めていることは嬉しいことです。

歴史文化財課の事業は大変地味ではありますが、専門性があり甲賀市の歴史文化財の守り手であることに自負を持って仕事に取り組んでいただいております。東山遺跡の発掘調査、信楽焼や忍者が日本遺産に登

録されたことは歴史文化財課の大きな働きがあったからであります。
今後のこれらの活用が部局横断的に進んでいくことを願います。

昨年度には、今後5年間に本市教育が取り組むべきことを明らかにした第3期甲賀市教育振興基本計画を策定し、今年度その第1年目がスタートしました。「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」ことを指針とする本計画が着実に具体化されることを、そしてその丁寧な積み重ねの先に市民の「しあわせ」が築かれていくことを願ってやみません。

まだまだ述べるべきことは多くありますが、教育委員会が取り組む事業は市民や子どもたちの幸せにつながるものでなくてはなりません。人づくりを担う教育の分野の重要性をしっかりと受け止めてこれからの事業推進に当たっていただくことをお願いいたします。

また、教育委員会議につきましては定例会の議事録の公開方法について今年度改善を図りました。委員協議会につきましては委員の皆様方のご意見も伺いながら内容を検討してまいりました。しかし、それぞれの会議がさらに充実したものとなるよう、委員の皆様方のご意見をお聞きしながら運営の在り方についても改善を図っていくことが必要であると考えています。どうか、今後とも積極的なご提言を賜りますようお願いいたします。

力のない私を教育委員の皆様方は暖かく見守り、ご支援をいただきました。また教育委員会事務局職員の皆様はそれぞれの持ち場で私を支えていただき力を合わせて多くの難局を乗り越え、成果を積み上げてきていただいたことに深く感謝申し上げます。まだまだ言葉足りませんが、退任にあたっての思いを込めての挨拶とさせていただきます。

本日は今年度最後の定例会であります。委員の皆様方にはどうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、長くなりましたが開会の挨拶とさせていただきます。

教育長

それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和2年第3回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1につきましては、事前に委

員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等
ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の(1)令和2年第
3回甲賀市教育委員会(定例会)会議録の承認については原案どおり
承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 3月教育長教育行政報告を資料2に基づき、以下の5件につ
いて報告いたします。

まず1件目は、2月8日(土)にかふか生涯学習館にて開催されま
した、かふか教育会研究大会および作品展示会についてです。この会
は甲賀市・湖南市の教職員、元教職員、保護者などが会員となってい
る教育会が毎年開催されているものです。今回はオープニングとして
ギターの歴史を語りながら演奏も披露されました。甲賀市からは貴生
川小学校の人権教育の取組が発表されました。また、スクールソーシ
ャルワーカーとして活躍されている鈴木秀一氏が講演をされました。

2件目は、2月15日(土)に碧水ホールで開催された甲賀市青少
年活動セミナーに出席しました。日頃から青少年に関わる活動を展開
されている、総合型地域スポーツクラブ綾野ゆうゆうクラブ、かふか
21子ども未来会議実行委員会、NPO法人甲賀の環境・里山元気会、
オーパルオプテックス株式会社の代表の方によるパネルディスカッシ
ョンや、参加者がグループに分かれワークショップが行われました。
山脇委員にもパネラーとして参加いただき、ありがとうございました。
具体的な事例を基に有意義な交流が行われました。

3件目は、2月19日(水)に開催されましたライオンズクラブに
よります第32回国際平和ポスターコンテスト表彰式に来賓として出
席し、祝辞を述べました。甲賀市からは甲賀中学校の辻絢太さんが最
優秀賞を受賞されたほか4人の小学校児童が各賞を受賞されました。
どの作品も大変丁寧に仕上げられていました。

4件目は、2月21日(金)に行われました忍者の日特別給食試食

会で油日小学校を忍者衣装で訪問し、4年生児童とともに給食をいただきました。甲賀市産の食材を活かして忍者をテーマとしたメニューとなっており、子どもたちは大変喜んで食事をしていました。給食時には各グループで考えた油日小学校に関するクイズを訪問した私も含めた3名の市の職員にするなど、工夫を凝らしたおもてなしを受けました。

5件目は、2月28日（金）から3月24日（火）の間に複数回開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議についてです。この会議は2月3日（月）に初回を開催して以降、7回開催してきました。感染拡大の状況を踏まえて、スピード感をもって状況に対応出来ることを第一にして、各部長級以上の職員と危機管理担当者が集まり、市としての対応方針を協議してきました。これまでに市内での感染は報告されておりませんが、そのことも視野に入れた対応を協議しています。この事態が一日も早く終結することを願うばかりです。

以上、3月の教育長教育行政報告とさせていただきます。

教育長

それではただ今の（1）3月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、ただ今の（1）3月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（2）令和2年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、資料3を基に報告を求めます。

教育部長

それでは、報告事項（2）、去る2月18日から3月25日にかけて開催されました令和2年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、資料3に基づき報告をいたします。

まず、1の新年度予算案件、甲賀市議会議案第1号令和2年度甲賀市一般会計予算につきましては、3月12日から18日まで開催されました予算決算常任委員会において、また、2の補正予算案件、甲賀

市議会議案第24号令和元年度甲賀市一般会計補正予算（第5号）につきましても、3月12日に開催されました予算決算常任委員会において、それぞれご審議をいただき、いずれの議案も3月25日の本会議最終日に、原案どおり可決をいただきました。

次に、3のその他案件、甲賀市議会議案第32号契約の締結につき議決を求めるものにつきましては、大規模改造事業により、老朽化した校舎の内外装材や設備機器などの改修、併せて洋式トイレの整備を行うものであり、城山中学校大規模改造（1期）工事に係る請負契約の締結について、3月10日開催の厚生文教常任委員会での審議を経て、同じく3月25日の本会議最終日に、原案どおり可決いただいたところであります。

また、今3月議会において、代表質問では4会派から、一般質問では6名の議員方々から、教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長、理事、そして私からそれぞれ答弁をいたしました。なお、質問の要旨と答弁概要につきましては、資料3、別紙1の通りでございます。

今回、議会の閉会から日がなく、関係資料を事前にお届けすることが出来ませんでしたので、申し訳ございませんが、後ほどご確認いただき、何かご意見等がありましたら、改めて賜りたいと存じます。

それでは、少し時間をいただき、質問概要について私からご説明申し上げます。

まず、代表質問についてであります。

志誠会、森田久生議員からは、甲賀市幼保・小中学校再編計画の進捗と今後の展望についての質問があり、その中で、1つ目に旧町別の進捗状況について、2つ目に本再編計画の取組に対する市長及び教育長の所感について、3つ目に本計画と公共施設等総合管理計画との相関関係について、4つ目に再編計画達成に向けた教育委員会の考え方と今後の展望についての4項目について、詳細の質問がありました。

また2点目の山下教育長の3月末での急遽の辞任については、教育長の現在の心境、また任命者である市長の所見について質問をされ

たところであります。

次に、凜風会、林田久充議員からは、令和2年度予算案について、4つの部局に対し質問され、その中で教育委員会へは、紫香楽宮跡史跡整備事業について、計画策定から今日まで事業実施に至らなかった理由などについて、また整備計画の経緯や全体像についての質問がありました。

次に、日本共産党甲賀市議員団、岡田重美議員からは、1点目の国政の焦点と市民のいのち・暮らしに関わる問題について8つの視点について質問され、教育委員会については、小中学校におけるジェンダー平等の視点からの課題と取組についての質問がありました。

また2点目の4年で結果を出すと言われた、岩永市政4年の評価と課題についてでは5つの視点について質問され、その中で教育委員会へは、給食費の負担軽減・無償化を早期に実施すべきでないかについて市長の考え方を質問されました。

また、3点目の新年度予算案では、10の視点について質問され、教育委員会へは、新年度における給食費の負担軽減・無償化に向けた取組について質問がされたところであります。

最後に、公明党甲賀市議団、堀郁子議員の子育て・教育支援についての質問があり、その中でこれまで市長が力を入れ取り組んできた事業について、第3子以降に係る給食費の負担軽減・無償化、残食を減らす取組について、また新年度へ向け拡充した不登校対策支援についての3項目について質問がありました。

続きまして、一般質問についてであります。

まず、山岡光広議員からは、新年度から実施するアレルギー対応給食の実施についての質問があり、1つ目に教育的観点からのアレルギー対応給食を実施する意義と役割について、2つ目に市内小中学校の実態と現状での対応について、3つ目に食物アレルギー対応の手引きの充実について、4つ目にアレルギー対応の実施に伴うマニュアル整備や研修、学校との連携について、5つ目にアナフィラキシーショックがあった場合の、エピペン携帯の人数と使用実績について、6つ目

にアレルギー児童生徒を持つ保護者の意見反映や、試食会・交流会の開催についての6項目について質問がありました。

次に、田中新人議員からは、柏木公民館老朽対策について質問があり、公民館の雨漏れに対する応急対策、建物の現状と利用状況、エレベータの設置、建て替えの考え、不足する駐車場問題の解消、災害発生時の避難所になっていることも踏まえた避難所の考え方について、6項目の質問がありました。

次に、土山定信議員からは、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震対策について、5つの部局に質問があり、教育委員会へは子どもたちの安全に係る地震発生時における対応について、通学時に地震が発生した場合の指導等についての質問がありました。

次に、里見淳議員からは、学校におけるICT活用についての質問で、校務支援システムでは、本市が導入するシステムの特徴、スムーズに導入するためのポイントと課題、働き方改革への効果について、またGIGAスクール構想では、現時点における本市小中学校のICT環境の整備状況、今後の整備に向けた対応、今後学校での学習はどのように変わるのか。またその課題について質問がありました。

次に、竹若茂國議員からは、子どもの権利と養育費及び面会交流について関係部局に質問があり、学校教育における生活困難世帯への子どもに対する要保護、準要保護の支給人数について、小中学年別や合併後における年度推移について質問がありました。

また、2点目の学校給食で残る牛乳、パンの取り扱いについては、食品ロス削減の観点から14項目に亘る通告でありましたが、1つ目の牛乳、パンに係る小中学校別の残食数について、2つ目のそれを金額に換算した場合について、3つ目のその処分方法について、4つ目の処分方法の経緯、理由についての4項目に対しての質問で時間切れとなり、今後改めて、質問をされるとのことでありました。

最後に、橋本恒典議員からは、地域に根差したより良い保育・教育環境を目指してをテーマに、幼保・小中学校再編計画の進捗や取組に係る質問があり、(1)市の教育を取り巻く現状について、(2)甲賀

市幼保・小中学校再編計画（基本計画）の取組について、（３）地域に根差したより良い教育環境に向けた取組についての大きく３つのテーマで、その詳細について１８項目に亘っての質問があったところであります。

以上、令和２年第１回甲賀市議会定例会（３月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告とさせていただきます。

教育長 　　ただ今、（２）令和２年第１回甲賀市議会定例会（３月）提出議案（教育委員会関係）の結果について報告を受けました。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

山脇委員 　　山岡議員の質問内容にありました「アナフィラキシー」とは何ですか。意味を教えてください。

教育部長 　　子どもがアレルギーの食べ物を食べた時、痙攣や呼吸器困難をおこすことです。エピペンは、病院に搬送するまでに、太ももに注射をしてそのショックを抑えるものです。

教育長 　　それでは、（２）令和２年第１回甲賀市議会定例会（３月）提出議案（教育委員会関係）の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

　　続きまして、（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料４を基に報告を求めます。

教育総務課長 　（３）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料４に基づき、報告いたします。

　　まず、再編検討協議会についてです。前回の報告以降の状況についてです。第２回大原学区幼保・小中学校再編検討協議会が２月１３日（木）、甲賀大原地域市民センターにおきまして、委員１４名、事務局職員出席のもと開催されました。会議の内容としましては、前回の会議の概要報告をいたしまして、小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方と甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方のまとめについて説明をいたしました。その後、「大原学区の子どもたちが楽しく生き生き育つためには」をテー

マにワークショップを行いました。また、第3回油日学区幼保・小中学校再編検討協議会が2月21日（金）、油日コミュニティセンターにおきまして、委員15名、事務局職員出席のもと開催されました。会議の内容といたしましては、前回の会議の概要報告をいたしまして、ホームページでの公開について説明し、その後、全体でワークショップを行いました。毎日新聞社が傍聴されました。今後の予定といたしましては、年度も替わるので決まっておりません。

次に、実施計画検討協議会です。前回の報告以降の状況についてです。第5回甲南地域認定こども園実施計画検討協議会が2月28日（金）、かえで会館研修室におきまして、委員12名、欠席1名、事務局職員出席のもと開催されました。内容としたしましては、前回の会議の概要報告をいたしまして、事業用地、設置・運営事業者の募集について事務局より説明いたしました。今後の予定といたしましては、第10回伴谷幼稚園・伴谷保育園統合認定こども園実施計画検討協議会については、本日、水口交流センターで開催されます。

以上、甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の（3）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について説明を受けましたがご質問等ございませんでしょうか。

教育長 それでは、新年度に向けて見通しをお願いします。

教育総務課長 現在、協議が立ち上がっていない地域は、5地域あります。土山、大野、甲南第二、甲南第三、甲南中部となります。そのうち、大野、甲南第二、甲南第三、甲南中部が来年度早々に立ち上げをしていただければ幸いです。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の（3）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告については、報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きまして、（4）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係職員のみで非公開

とします。

(非公開)

教育長 続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。

それでは、(1) 議案第13号令和2年度(2020年度)甲賀市学校教育の指針の決定について、資料6を基に説明を求めます。

学校教育担当次長 (1) 議案第13号令和2年度(2020年度)甲賀市学校教育の指針の決定について、資料6に基づき提案理由を申し上げます。

学校教育の目指すものとしまして「いきいき学び ぐんぐん伸びる心やさしい 甲賀の子ども」とスローガンを上げました。これに基づいて来年度最重点項目といたしましては大きく3つ掲げました。資料の一番下に書かれております。①「主体的・対話的で深い学び」の促進②家庭学習の充実、この家庭学習の充実につきましては、小中学校を統一して、本年度家庭学習ノートを甲賀市の目玉として取り上げてまいりました。2年続けながら成果効果を検証してまいりたいと思っております。引き続き家庭学習の充実を挙げていきたいと思っております。新たに加えました、③支えあい学びあう集団づくりにつきましては、この資料の柱2をご覧ください。「豊かな人間性や社会性を育む教育の充実」の中に、「いじめを許さず、支えあい学びあう学級、学校づくり」と次の「不登校児童生徒数減少に向けた取組」を来年度は柱として挙げてまいりたいと思っております。この内容につきましては、資料の3ページをご覧ください。重点2-2の取組の中の(1)から(6)を柱としていきたいと思っております。特に甲賀市は不登校児童数が年々増加しております。まず現状把握しつつ大学と連携しながら、いじめの現状に対しましてどのような対策をしていけば良いのか熟考してまいりたいと思っております。特に生徒指導上課題が大きかった本年度は、課題に対して教育委員会がどのように取り組んでいけば良いか、学校を絞り進めていきたいと思っております。

野口委員からご指摘がございました虐待につきましても、同ページ(4)いじめ・虐待や不登校等を含めて課題という位置づけをいたしました。

ICTの取組につきまして「GIGAスクール構想に基づく児童生徒用PCの整備と効果的な活用に向けた研修と研究の充実」。こちらも国の方向性に基づき国予算を反映しながら来年度から3年間の取組を進めてまいりたいと思います

以上、議案第13号令和2年度（2020年度）甲賀市学校教育の指針の決定についての提案説明といたします。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（1）議案第13号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

藤田委員 　　指針の「いきいき学び」は少し幼いかなと思いましたが、中学校の授業の様子を見ておられますとそれも良いと感じました。それと、運動習慣を確立し、たくましい体力と気力を育む取組とありますが、気力は、負けないで頑張ろうということだと思います。見られている、応援されているや励まされることなどから小学生ですと高学年が低学年を見守り、低学年が高学年にあこがれたりすることがあると思います。今までは、地域で出来ましたが、今は、難しくなっているのでは、学校教育の中で縦割り活動などに今後も取り組んでいただきたいと思っています。

教育長職務代理者 　3ページの不登校児童生徒の減少に向けた取組の中で、大学と連携とありますが、具体的にどのように連携していかれるのか教えていただけますか。

学校教育担当次長 　大学との連携と申しますと、甲賀市が今までから大学の先生と連携をしております事業がございまして、最先端をいっておられる大学に甲賀市のいじめや不登校、生徒指導上の問題を投げかけたところ、快く一緒に考えようと引き受けていただきました。具体的には、まず不登校の児童生徒については、現状を把握するため大学の先生に作っていただいたアンケートを児童、生徒と教員に行い、結果をまとめ、分析をします。その現状に基づき、甲賀市としてはどのようにしたら良いか、学校としてどのように取り組んでいけば良いかを具体的な施策を指導していただく予定です。27校すべてに取り組むことは時間

的にも予算的にも難しいので、不登校の多い小学校2校、中学校2校の4校をモデル校として、具体的な取組を進めていきます。その内容をまとめまして、残る市内23校に広めていきたいと考えております。大学の先生は経験も豊富で恐らく、不登校の多い学校で取り組んだことを発表することで、不登校の少ない学校は軌道にのるとおっしゃっています。生徒指導上の問題についても、中学校1校をモデル校として、その取組を他の学校にも広げていきたいと考えております。

教育長 大学とはもうすでに連携を進めておりますが、今の段階では大学名は控えておきます。

野口委員 2点ございます。2ページのICTについてです。フィンランドの方とお話をする機会があったのですが、今の新型コロナウイルス感染症拡大が続く状態で、いつでもICTを使って保護者が学校に質問が出来ます。1年間で3学年の計画と聞いておりますが、社会の状況に合わせて変わってきたら良いなと思います。1-5のグローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成に向けた外国語教育・国際教育の充実についてです。英語教育の新学習指導要領も始まりますが、英語教員とALTのコミュニケーションが一番大切だと思います。時間的な問題で十分なコミュニケーションが取れず、こうか授業術「5箇条」を知らない、新学習指導要領も知らないことは、問題だと思います。JETの場合は、入国して来た時に政府からも聞いているとは思いますが、十分に理解出来ていないようです。甲賀市では伝えていただいていることとは思いますが、コミュニケーションを十分に取り、英語教員と一緒に研修をしていただきたいと思います。

学校教育担当次長 野口委員のおっしゃる通りです。英語の専科が常時入っているのは3名、他は非常勤講師です。来年度も同様のスタイルです。授業の進め方など十分なコミュニケーションが取れるよう進めてまいります。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1)議案第13号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 (1) 議案第13号令和2年度(2020年度)甲賀市学校教育の指針の決定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(2) 議案第14号令和2年度(2020年度)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について、資料7を基に説明を求めます。

保育幼稚園課参事 議案第14号令和2年度(2020年度)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定について、その提案理由を申し上げます。資料7に基づきまして説明をいたします。

保育園及び幼稚園における保育・教育につきましては、子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。本市では、子どもの発達につながる保育環境をつくり、養護と教育を一体的に行い、愛着関係を育むことを大切に、「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」の編成を行っております。

カラー刷りの資料(表紙)について説明いたしますので、ご覧ください。

甲賀市乳幼児保育・教育の指針に掲げています、保育・教育目標としましては、乳幼児期における「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」などの基本的な生活習慣を身につけること、豊かな心と健やかな体や人とかかわる力を培い、夢と生きる力を育てることです。

この目標を実現するため、令和2年度の甲賀市乳幼児保育・教育の指針では、幼児期の「学びの芽生え」が児童期の「学びの基礎」につながり、子どもたちの学ぶ力の向上となるよう、「心」を大切にするここと、さらに、養護を基盤とした保育を重要なものとして、養護と教育の視点を明確にもち、指針1では「保育・教育の充実」として、基本的な生活習慣の形成や豊かな心と健やかな体の育成、人と関わる力の育成を掲げています。

この指針1の「保育・教育の充実」により、小学校以降につながる、育みたい資質・能力が培われることとなり、幼児期の終わりまでに育

ってほしい10の姿を示し、幼児教育から小学校教育の連携・接続へと展開していくものです。

左下の指針2の「育ちをつなぐ家庭、地域社会との連携・小学校との接続」では、すべての子どもに健やかな育ちが実現出来るよう、家庭と連携し、保育の専門性をもち、地域の子育てを支援することに努めていく必要があることから「家庭・地域社会との連携・協働」と、幼児教育で育まれた発達の姿を、小学校教師との意見交換や合同研究、交流活動等で共有する機会を設け、つなげることが大切であることから「幼児教育と小学校教育の円滑な接続」を掲げています。

右の指針3の「職員の資質・専門性の向上」では、自らの保育・教育実践を振り返り、成果や課題をしっかりと自覚し、保育・教育を改善し続けること、キャリアパスに応じた研修の充実を図り、質の高い保育・教育へとつなげるため、「資質・能力を高めるための研修の充実」と、各園において「全体的な計画」に基づいた細やかな計画を作成し、一人ひとりに応じた保育・教育を推進するため「保育・教育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善」を掲げています。

次の資料は、甲賀市乳幼児保育・教育の指針であります。

ここでは、保育・幼児教育推進のために、指針ごとに、具体的な視点を明記しています。

今年度は、大きく3点を改正しました。

一つ目は指針2視点4の4-(3)児童虐待の予防と家庭への支援の充実です。児童虐待のニュースが頻繁に聞かれる昨今、園では関係機関と連携し要保護児童、要支援児童に限らず、子どもたちの様子に変化があれば報告し、保護者とも丁寧に関わることをしております。これまでも早期発見、早期対応に努めてまいりましたが、指針に示すことにより、さらに特別な配慮を必要とする子どもと家庭への対応について、きめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと思います。

2点目は、4-(6)外国にルーツをもつ子どもへの支援です。4月から新たな外国人材の受け入れ制度がスタートし、さらなる外国人

児童の増加が見込まれます。現在も、3園に母語相談支援員を配置し、日々通訳や翻訳をしていただきながら、連携に努めています。多文化共生に向けて、保育教育の重点に示し、丁寧な支援に取り組んでまいります。

3点目は、6－（5）危機管理意識の向上、6－（6）安全確保のための体制整備の推進です。現在も新型コロナウイルス感染症対応について、市としての方向性を検討しているところではありますが、感染症だけに限らず、命を預かる現場としては、絶対に欠かすことの出来ない危機意識向上と危機管理体制について、分けて示すこととしました。子どもたちの安全・安心確保のため、研修や訓練等を繰り返し、職員の危機意識の向上に努めてまいります。

そして、次の資料であります。甲賀市乳幼児保育・教育実践の重点では、視点ごとに、取組の方針を記述し、さらに実践内容について具体的に明記をしています。

以上、令和2年度（2020年度）甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定についての説明といたします。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（2）議案第14号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

山脇委員

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿ですが、今年起ったことを考えると、人の話をしっかり聞くということが、出来る、出来ないとは違うと強く感じました。道徳性を持った話の聞き方について、今後よろしくお願い致します。

保育幼稚園課参事 わかりました。

野口委員

7ページの外国人にルーツを持つ子の支援ですが、絵本は大事です。図書館でも多言語の絵本は少ないです。多文化保育の研究チームが自主的に日本の絵本をポルトガル語やスペイン語に翻訳されています。また、ある図書館では地域に住んでいる外国人のお母さんが子どもを集めて絵本を通じた教育をされているという情報もあります。絵本を活用しようと思っておられるのであれば、情報提供出来ますのでお知

らせください。

教育長 この指針は、市内の私立園さんもこの指針に基づくのですか。

保育幼稚園課参事 私立園には参考資料として周知させていただいております。私立園で独自の指針等をたてられます。

教育長 では、私立園の指導指針は甲賀市で把握しているのですか。

保育幼稚園課参事 私立園の指針はいただいております。

教育長 これから、ますます民間へ移行が進むでしょうし、お互いに刺激しあって高め合うために市も私立園との情報交換をしていただいて、それぞれが高めあえるようにしてください。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(2) 議案第14号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 (2) 議案第14号令和2年度(2020年度)甲賀市乳幼児保育・教育の指針の決定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(3) 議案第15号甲賀市文化のまちづくり計画(2次計画)の策定について、資料8に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 それでは、(3) 議案第15号甲賀市文化のまちづくり計画(2次計画)の策定について、資料8に基づきご説明申し上げます。

文化のまちづくり計画は、文化芸術基本法第7条第2項において、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるように努めるものとしており、国・県及び市をとりまく文化芸術にかかる状況の動向をふまえ、これまでの1次計画を実行する過程で見えてきた課題等を抽出するとともに、文化芸術を推進する取組の指針として2次計画を作成するものです。

当計画の策定にあたっては、甲賀市文化のまちづくり審議会委員の皆様は令和元年7月以降3回に亘り審議会にて協議いただきました。

また、教育委員会や市議会厚生文教常任委員会でもご意見をいただ

いております。その後、パブリック・コメントを実施し、結果については、令和2年3月6日にご報告したとおり、計画案について変更はございません。

以上、議案第15号甲賀市文化のまちづくり計画（2次計画）の策定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（3）議案第15号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（3）議案第15号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

異議なしということで（3）議案第15号甲賀市文化のまちづくり計画（2次計画）の策定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、（4）議案第16号甲賀市スポーツ推進計画の策定について、資料9に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 議案第16号甲賀市スポーツ推進計画の策定について、その提案理由を資料9に基づきご説明申し上げます。

スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条第1項において、国の計画を参酌し、その地方の実情に即して定めるよう努めるものとする規定されており、国・県及び市をとりまくスポーツにかかる状況の動向をふまえ、スポーツ振興基本計画を実行する過程で見えてきた課題等を抽出するとともに、スポーツを推進する取組の指針として作成するものです。

当計画の策定にあたっては、平成29年7月にスポーツ推進審議会へ諮問し審議いただきました。

また、教育委員会や市議会厚生文教常任委員会からご意見をいただき、審議会で最終協議し、12月に審議会より答申を受けました。その後、パブリック・コメントを実施し、結果については、令和2年3月6日にご報告したとおり、計画案について変更はございません。

以上、議案第16号甲賀市スポーツ推進計画の策定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（４）議案第16号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員 　　24ページですが、令和2年（2020年）に東京でオリンピックが開催と書かれてありますが、社会情勢の変化に合わせて書き換えた方がよろしいでしょうか。

社会教育・歴史文化財担当次長 　　今1年程度の延期となっています。令和3年に延期が確定しましたら書き換えを行いたいと思います。

教育長 　　他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、（４）議案第16号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは（４）議案第16号甲賀市スポーツ推進計画の策定については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、（５）議案第17号甲賀市文化財保存活用地域計画の作成について、資料10に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 　　議案第17号甲賀市文化財保存活用地域計画の作成についてその提案理由を資料10に基づきご説明申し上げます。

　　平成30年の文化財保護法改正により、法に位置づけられた文化財保存活用地域計画は、市内に所在する文化財の保存・活用の方針及びその取組を示すアクションプランとして作成するものです。

　　当計画の作成にあたっては、平成29年度から作成を開始した歴史文化基本構想の内容を発展させ、作成には、甲賀市文化財保存活用地域計画策定委員会を設置し、専門的な立場から助言を受けました。また、教育委員会委員協議会や市議会厚生文教常任委員会でも内容等の報告を行い、ご意見をいただいております。その後、パブリックコメントを実施し、結果については、令和2年3月6日にご報告したとこ

ろです。

なお、当計画については、次年度に文化庁への申請を行い、認定を受ける予定です。

以上、議案第17号甲賀市文化財保存活用地域計画の作成についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（5）議案第17号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

教育長 　　この地域計画が実際の活用では全庁的に取り組む必要があります。組織的なことは考えられているのでしょうか。

歴史文化財課長 　この策定にあたっては、文化財を司る観光、地域振興等、各部署の事業との関連も考えながら計画を進めてまいりたいと考えております。

教育長 　　非常に広い範囲の計画です。甲賀市は重要な文化財がたくさんありますから、このことが実現出来るようよろしくお願いします。他にご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、（5）議案第17号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　（5）議案第17号甲賀市文化財保存活用地域計画の作成については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、（6）議案第18号甲賀市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について、資料11に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 　議案第18号甲賀市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

　　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確

保を図るために講ずべき措置に関する指針が制定されました。

それに伴い本市においても、指針の趣旨をふまえ、学校の教育職員が業務を行う時間から所定の労働時間を除いた時間について1か月について45時間という上限を定める等、業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るため、甲賀市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則を制定しようとするものです。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行することとします。

以上、議案第18号甲賀市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(6)議案第18号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

山脇委員

ひと月について100時間未満ということですが、民間企業では、80時間だと思うのですが。

学校教育担当次長

2の(1)の解釈ですね。本来は第2条(1)の1か月について45時間、これは時間に直しますと1日2時間15分となります。1年についても360時間が上限となっていますが、非常に業務量が多い月、例えば4月や2学期の9月は45時間を超えてしまうと予想される場合は1か月につき上限100時間未満に抑えるということですが、これは1日に換算しますと5時間となります。終業時間が17時としますと22時までとしなければならない、1年につき720時間に抑えるとなっています。通常月であっても1日2時間で終わらない月があれば、早く終わる月を設けて平均的に毎月45時間になるよう目標時間を近づけてくださいという内容です。少し読みづらい文章表記となっております。

教育長

4月と説明がありましたが、臨時的な事情や生徒指導上の緊急時は対応が数日ではなく、しばらく続く、或いは災害時等では上限を超える可能性があるため、もっと少ない月も設けてくださいという意味です。4月など分かっている月は計画的にしてください。2にありますように臨時的なより特別な事情と想定していただく方が、より分かり

やすいと思います。

山脇委員　　そうであっても民間企業では、80時間を超えるとアウトと厳しくなっており、大丈夫かと思い、心配です。

野口委員　　時間外や土日の休暇は自己申告ですか。誰が評価し申告するのでしょうか。

学校担当次長　教職員の1週間の勤務時間単位は38時間45分です。学校長が土日等に出張命令を出した場合、振替代休となります。1週間の単位に基づいております。家庭訪問や生徒指導上の緊急を要する場合等におきましては、教職員調整手当で本俸の4%内の処理となります。限定4項目であり、それ以外の代休はありません。

野口委員　　マネージメントは、管理職ですね。

教育長　　教員は今まで時間外手当がなかったのですが、調査することはなかったのですが、新年度は必ず資料で残すことになっています。今まで甲賀市ではパソコンの起動と終了で自動計算システムとなっておりましたが校務支援システム導入に伴いデータでの把握が必要と感じております。国の法律に準じて市においても規則を制定しました。

教育長　　それでは、他にご意見等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長　　(6) 議案第18号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長　　(6) 議案第18号甲賀市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、(7) 議案第19号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、資料12に基づき説明を求めます。

管理担当次長　議案第19号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

　　令和2年度の組織・機構改編に伴い、教育委員会事務局の組織の一部を改正し、また、平成23年のスポーツ基本法の一部改正により審

議会の名称が変更されましたが、規則の改正が出来ておりませんでしたので併せて改正しようとするものです。

そのことから、社会教育スポーツ課「国体・全国障害者スポーツ大会推進室」を「国スポ・障スポ推進室」に改め、同課内のスポーツ系の事務分掌のうち（２）の「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改めることとします。

この改正は、令和２年４月１日から施行いたします。

以上、議案第１９号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（７）議案第１９号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（７）議案第１９号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（７）議案第１９号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案どおり可決いたします。

次に、（８）議案第２０号甲賀市外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則の制定について、資料１３に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第２０号甲賀市外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の身分は会計年度任用職員へ移行されるため、参加者の任用や行為制限等、従来の取扱いに見直しが必要となる部分について、改正しようとするものです。

新制度への移行後は、参加者の身分は一般職となるため、それらは地方公務員法及び地方自治体の条例・規則の定めに基づき、任用規則条文の並び替え、文言の見

直しを大幅に行ったため、既存の基本を維持しつつも、概ね規則全体に対する改正が生じ、全部改正の手法を採りました。

主な改正の内容でございますが、地方公務員法と新旧任用規則の比較表（別紙１）と新旧対照表をご覧ください。

会計年度任用職員へ移行したことによる改正部分は、第１条第２項の目的及び第４条第１項の任期についてです。第１３条第１項第１１号から第１５号の特別休暇について無給ではありますが、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１６年甲賀市条例第２６号）に合わせ今回新設しました。分限、懲戒、服務及び公務災害補償につきまして上位法に基づき条文の並び替えを行いました。

本規則につきましては、令和２年４月１日から施行いたします。

以上、議案第２０号甲賀市外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は（８）議案第２０号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、（８）議案第２０号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

（８）議案第２０号甲賀市外国語指導助手任用規則の全部を改正する規則の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、（９）議案第２１号甲賀市教育委員会国際交流員就業規則を廃止する規則の制定について、資料１４に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長

議案第２１号甲賀市教育委員会国際交流員就業規則を廃止する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことに伴い、廃止するものであります。

本規則につきましては、令和２年４月１日から施行いたします。

以上、議案第２１号甲賀市教育委員会国際交流員就業規則を廃止す

る規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（９）議案第２１号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、（９）議案第２１号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　（９）議案第２１号甲賀市教育委員会国際交流員就業規則を廃止する規則の制定については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、（１０）議案第２２号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の制定について、資料１５に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 　　議案第２２号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

　　史跡紫香楽宮跡につきまして、平成２３年度に史跡紫香楽宮跡整備活用計画検討委員会を設置いただき、史跡紫香楽宮跡整備活用計画を策定いたしました。

　　令和２年度から、策定した計画に基づき、宮町地区での史跡公園整備事業に着手することから、計画策定の段階から新しく整備事業着手に向けた体制に移行したいと考えています。

　　また、現在、紫香楽宮は約２６．６ヘクタールが国史跡に指定されていますが、新名神高速道路信楽Ｉ．Ｃ近辺に所在する「東山遺跡」で紫香楽宮に関連する大型建物跡が発見されたことから、史跡の追加指定を念頭に土地所有者と協議を始めています。

　　このことを含めて、紫香楽宮の保護とともに学術的価値を保ちつつ地域や観光振興に寄与する史跡公園の整備事業に向けて有識者に検討をお願いする必要があることから、今回新しい委員会設置の要綱を提案するものであります。

　　また、本要綱制定のご承認をもちまして、史跡紫香楽宮跡整備活用計画検討委員会設置要綱の廃止と要綱廃止に伴う委員解嘱を行いたい

と思います。

以上、議案第22号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の制定の提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(10)議案第22号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 新しい段階に入るということですね。それでは、(10)議案第22号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(10)議案第22号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(11)議案第23号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料16に基づき説明を求めます。

管理担当次長 議案第23号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

閉校施設について、施設の利活用が決定するまでの間、甲賀市閉校施設の利用に関する要綱に基づき、市民が利用いただけることとしております。

このたび、旧山内小学校について、民間事業者による活用を図ることとなり、令和2年3月議会において財産の無償貸付について可決され、事業者に貸与することとなりました。このことから、旧山内小学校の項を削るものです。

なお、この要綱は、令和2年4月1日から施行することといたします。

以上、議案第23号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今は(11)議案第23号について、説明を受けました。何か

ご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (11) 議案第23号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、異議なしということで(11) 議案第23号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(12) 議案第24号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料17に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第24号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

これまで内規により定めていた補助対象区域や補助金額等についての内容を要綱に反映することによって、制度をさらに分かりやすいものとし、補助対象者の制度に対する理解を深めていただくために、甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正するものです。

なお、この要綱は令和2年4月1日から施行することとします。

以上、議案第24号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今(12) 議案第24号についての説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (12) 議案第24号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、異議なしということで(12) 議案第24号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(13) 議案第25号甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料18に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第25号甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

現在まで小学校には補助金の対象となる活動がありませんが、要綱の題名には「児童」という文言がついている等、補助対象について解釈の相違が生まれる恐れがあり、対象となる学校活動を明確にする必要があること、また事業で提出いただく様式を指定し適正な執行を行う必要があることから、甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正するものです。

なお、この要綱は令和2年4月1日から施行することとします。

以上、議案第25号甲賀市公立学校児童生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(13) 議案第25号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (13) 議案第25号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、異議なしということで(13) 議案第25号甲賀市公立学校児童生徒出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(14) 議案第26号甲賀市国際交流員等住居費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料19に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第26号甲賀市国際交流員等住居費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設され、国際交流員等についても会計年度任用職員へ移行します。JETプログラム参加者は、職務の特殊性等を考慮し、勤務条件等について例外的に従前の報酬体系・水準を維持する必要があり、この要綱の対象者をJETプログラム参加者のみとすることを明確にするため、一部を改正しようとするものです。

主な改正の内容は、題名、本則及び様式の「国際交流員等」を「外国語指導助手」に改めるものです。この公示により、外国青年招致事業を円滑に推進することが期待されます。

本要綱につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第26号甲賀市国際交流員等住居費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(14)議案第26号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(14)議案第26号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、異議なしということで(14)議案第26号甲賀市国際交流員等住居費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(15)議案第27号甲賀市学齡ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料20に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第27号甲賀市学齡ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

令和2年度より、甲賀市立伴谷東小学校に甲賀市学齡ことばの教室を開設するため、一部を改正するものです。

改正内容について説明を申し上げます。

第2条の、ことばの教室の名称及び開設場所において、新たに開設する伴谷東教室について追加をいたします。

本要綱につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第27号甲賀市学齡ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(15)議案第27号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(15)議案第27号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

教育長

それでは、(15)議案第27号甲賀市学齡ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定については、ご異議なしということで、可決することとします。

続きまして、(16)議案第28号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、資料21に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第28号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱を廃止する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

平成26年度から、児童の学力向上を目的として当補助金は開始されました。事業執行の過程で、合格率が毎年ほぼ8割で推移しており、一定の成果が認められること、また今後はICT教育環境整備事業によるソフト(ドリルアプリ)の導入により同様の学習が可能なことから、甲賀市漢字検定料補助金交付要綱を廃止するものです。

以上、議案第28号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱を廃止する要綱の制定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(16)議案第28号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(16)議案第28号について、決定することとしてご異議はござ

いませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、異議なしということで(16)議案第28号甲賀市漢字検定料補助金交付要綱を廃止する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(17)議案第29号甲賀市信楽焼製造技術総合調査委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、資料22に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 議案第29号甲賀市信楽焼製造技術総合調査委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について、その提案理由を資料22に基づきご説明申し上げます。

平成29年度から行ってまいりました信楽焼の製造技術総合調査が、本年3月で終了いたしますことから、甲賀市信楽焼製造技術総合調査委員会設置要綱を廃止するものであります。

なお、この要綱は、令和2年4月1日から施行するものいたします。

以上、議案第29号甲賀市信楽焼製造技術総合調査委員会設置要綱を廃止する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(17)議案第29号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (17)議案第29号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、異議なしということで(17)議案第29号甲賀市信楽焼製造技術総合調査委員会設置要綱を廃止する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(18)議案第30号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、資料23に基づき説明を求めます。

教育部長

議案第30号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、その提案理由を申し上げます。

令和2年3月31日及び令和2年4月1日の定期異動に伴う甲賀市教育委員会事務局職員の人事について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定により、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することは、教育委員会の職務権限でありますことから、別紙1及び別紙2の人事案を上程するものです。

別紙1については、甲賀市職員定数条例第1条で定義される教育委員会に常時勤務する一般職員の人事で、退職職員、採用職員、転入・転出職員、配置換え・昇任、再任用職員を含め、84名となっております。

別紙2については、地方公務員法の一部改正により一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が図られ、令和2年4月1日から改正法が施行される、学校給食センター所長など教育委員会の会計年度任用職員の人事で、総数287名であります。任用期間は、基本的に令和2年4月1日から令和3年3月31日であります。

以上、議案第30号甲賀市教育委員会事務局職員の異動についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(18)議案第30号について、説明を受けました。ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(18)議案第30号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

(18)議案第30号甲賀市教育委員会事務局職員の異動については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(19)議案第31号甲賀市立学校評議員の委嘱について、資料24に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第31号甲賀市立学校評議員の委嘱についてその提案理由を申し上げます。

甲賀市立学校評議員設置要綱第2条の規定に基づき、各学校長から別紙のとおり学校評議員が推薦されましたので、教育委員会が学校評議員の委嘱をすることにつき議決を求めるものです。同職の任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしています。

以上、議案第31号甲賀市立学校評議員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(19)議案第31号について、説明を受けました。ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (19)議案第31号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

教育長 それでは、(19)議案第31号甲賀市立学校評議員の委嘱については原案どおり可決いたします。

続きまして、(20)議案第32号甲賀市立学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料25に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第32号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、別紙に記載いたしました甲賀市立小中学校の学校医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしております。

以上、議案第32号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(20)議案第32号について、説明を受けました。何か

ご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (20) 議案第32号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(20) 議案第32号甲賀市立学校医・歯科医・薬剤師の委嘱については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(21) 議案第33号甲賀市社会教育委員の委嘱について、資料26に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 議案第33号甲賀市社会教育委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市社会教育委員の任期満了に伴い、甲賀市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものです。

任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

社会教育委員は、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者で組織され、令和元年度の委員は12人です。今回の任期満了に伴い、再任4人と学校推薦の新任1人の5人の方に委員として委嘱するものです。

以上、議案第33号甲賀市社会教育委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(21) 議案第33号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (21) 議案第33号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(21) 議案第33号甲賀市社会教育委員の委嘱については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(22) 議案第34号甲賀市少年補導委員の委嘱につ

いて、資料 27 に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 議案第 34 号甲賀市少年補導委員の委嘱について
その提案理由を申し上げます。

甲賀市少年補導委員の任期満了に伴い、甲賀市少年センター条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものです。

なお、甲賀市少年補導委員の委嘱につきましては、甲賀市教育委員会の推薦を要する甲賀警察署少年補導員を兼ねております。

任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

少年補導委員は、水口地域 25 人、土山地域 10 人、甲賀地域 12 人、甲南地域 18 人、信楽地域 14 人の合計 79 人で、そのうち再任補導委員は 63 人、新規補導委員は 16 人です。

以上、議案第 34 号甲賀市少年補導委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今は (22) 議案第 34 号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (22) 議案第 34 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(22) 議案第 34 号甲賀市少年補導委員の委嘱については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(23) 議案第 35 号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、資料 28 に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 議案第 35 号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱についてその提案理由を申し上げます。

甲賀市スポーツ推進委員は、甲賀市スポーツ推進委員規則に基づき、市教育委員会が委嘱することとなっており、同規則第 2 条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

甲賀市スポーツ推進委員規則では、委員の定数は50名以内であります。地域の代表である34名の方々に対し、委員として委嘱するもので、任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間であります。

以上、議案第35号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は(23)議案第35号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　(23)議案第35号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、異議なしということで(23)議案第35号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、(24)議案第36号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について、資料29に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 　　議案第36号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

　　議案第22号でご承認いただきました、史跡紫香楽宮跡調査整備委員会の委員につきまして、県教育委員会や文化庁の助言もいただきながら、史跡紫香楽宮跡整備活用計画検討委員会委員を中心に、学術研究者7名に委員をお願いし、専門の立場から、事業内容のご検討をいただきたいと考えております。

　　国庫補助事業として史跡公園整備を開始するにあたり、学術専門家の意見を伺うことが文化庁から必須要件とされていることから、この度のご決定を経て委員会を開催し、遺跡の保護と整備事業の実施にあたりたいと考えております。

　　また、委員任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

なお、整備に関連した活用事業の実施には地域住民の参加が不可欠であり、本委員会でも地域の意見を伺う予定ですが、地域委員の選出に関して、雲井自治振興会と調整途中であることから、後日追加して委員委嘱の議案を提出させていただきます。

以上、議案第36号史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は（24）議案第36号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、（24）議案第36号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　（24）議案第36号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱については、原案どおり可決いたします。

　　続きまして、（25）議案第37号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、資料30に基づき説明を求めます。

社会教育・歴史文化財担当次長 　　議案第37号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、その提案理由を資料30に基づきご説明申し上げます。

　　甲賀市文化財保護審議会は文化財保護法に基づき設置されているものであり、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査、審議を行っていただいているところであります。当委員の任期が満了となったことから、この度、甲賀市文化財保護条例第63条の規定により改めて委員を委嘱するものです。

　　先ほどご決定いただいた甲賀市文化財保存活用地域計画の作成にあたりご意見をいただいております、いよいよその計画が次年度に国の認定を経て、取組をスタートさせてまいります。また、現在、指定に向けて審議していただいている案件もあり、審議の継続性を勘案いたしまして、すべての委員を再任するものであります。委員の先生方にはそれぞれ専門分野の立場から、今後、甲賀市の文化財の包括的な指導・

助言をいただきます。

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。

以上、議案第37号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は(25)議案第37号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　　(25)議案第37号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 　　それでは、(25)議案第37号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり可決いたします。

続きまして、(26)議案第38号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料31に基づき説明を求めます。

保育幼稚園課参事 　　議案第30号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により幼稚園には園医等を置くものと定められているため、甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は2020年4月1日から2021年3月31日までとします。

以上、議案第30号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今は(26)議案第38号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　　(26)議案第38号について、決定することとしてご異議はござ

いませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、異議なしということで、(26) 議案第38号甲賀市立幼稚園における園医・歯科医・薬剤師の委嘱については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(27) 議案第39号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、資料32に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第39号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱についてその提案理由を申し上げます。

甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員は、甲賀市子どものいじめ防止条例第15条の規定に基づき、学識経験を有する者、弁護士、教育委員会が適当と認めた者を市教育委員会が定数内で委嘱することとなっています。

現在、当該委員を委嘱し、甲賀市の状況を熟知いただいております3名の方々に、引き続き甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員をお願いすることといたしました。

また任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間となります。

以上、議案第39号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今は(27) 議案第39号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

(27) 議案第39号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、異議なしということで(27) 議案第39号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱については、原案どおり可決いたします。

続きまして、(28) 議案第40号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料33に基づき説明を求めます。

学校教育担当次長 議案第40号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

日本語の指導が必要な児童生徒に対し、学校教育に必要な初歩的・基礎的な日本語指導及び適応指導を一定期間集中的に行うため日本語初期指導教室を、平成30年8月から伴谷小学校内に設置し、通級する児童生徒を受け入れてきましたが、この度中心市街地に位置する水口保健センター内に移転することになったため、甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正するものです。

なお、この要綱は令和2年4月1日から施行することとします。

以上、議案第40号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今は(28) 議案第40号について、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員 議案については異論ございません。3点質問させていただきます。まず、先生方の構成メンバーは変わるのですか。もう1つは、便利な場所になったと思いますが、交通手段についてどうですか。3つ目は、保健センターは、保護者にとってワンストップサービスにつながると思います。市は窓口を変革させていくと聞いていますがその点ではどうですか。

学校教育課長 1点目、スタッフは変わりません。子どもの人数が増えたらその都度対応となります。2点目、交通手段は便利な場所となりますが、基本、送迎は保護者対応となります。3点目、ワンストップサービスですが、地域包括支援センターと協力しながら連携をいたします。

教育部長 指導員の体制について、日本語を教えることを基本に、単に母語支援でないことを指導員に徹底したいと考えています。交通手段については補助金、給付金の新設も考えられますが、まずは、近江鉄道、自

転車など通いやすい方法を探していただこうと思います。総合窓口のノンストップ化ですが、教育委員会とこども政策部、総合政策部だけの取組では弱いところがあるので、「我が事丸事」の視点で市長に提案をしています。ここが、1つの窓口となって、市の各所につなげる役割を果たせたらと考えております。

野口委員 非常に展望があるので期待をしています。運営の中で、母語支援でなく学校教科がスムーズに学習出来るよう、日本語を教えるとお伺いしました。媒体を多言語で教えるという大変さがあり、優秀な先生が揃っておられますが、さらに日本語指導を学びたいと思われたら、政策推進課と国際交流協会が合同で、素晴らしい先生をお招きして、長期の研修をしておりますのでぜひ参加してください。

教育長 場所が中央部になったということでございます。さらなる内容の充実をお願いします。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 (27) 議案第40号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、異議なしということで(27) 議案第40号甲賀市日本語初期指導教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり可決いたします。

教育長 長時間、多岐にわたっての議論をありがとうございました。新年度からの新体制に向けての議案がたくさんあったと思います。

それでは、続きまして、その他・連絡事項に移ります。(1) 令和2年第6回(4月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和2年第4回甲賀市教育委員会委員協議会については、併せて説明をお願いします。

教育総務課長 (1) 令和2年第6回(4月定例)甲賀市教育委員会につきましては令和2年4月28日(火)14時から開催させていただきます。(2) 令和2年第4回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和

2年4月22日（水）14時から開催をさせていただきます。なお、委員協議会のテーマといたしましては、令和2年度各課主要事業と予算についてを予定しております。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
 （全委員 質問等なし）

教育長 それでは、以上をもちまして、令和2年第5回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

〔閉会 午後3時25分〕